

# 香取市(千葉県)

(2006年7月26日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年3月27日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 <sup>(1)</sup> ：90,943人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 21.6%)	面積 <sup>(3)</sup> ：262.31k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：76人(法定上限30人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：950人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	経常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：26,566,423千円		
うち、地方税8,228,612千円、地方交付税6,992,000千円		
合併特例債発行予定額18,530百万円／同限度額35,550百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業12.9%、第二次産業27.1%、第三次産業60.0%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)：合併時の人数。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	経常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧佐原市	48,328人	21.6%	119.88k m <sup>2</sup>	24人	500人	0.56	89.6%
旧小見川町	26,047人	19.7%	61.84k m <sup>2</sup>	20人	240人	0.55	87.3%
旧山田町	11,249人	24.9%	51.54k m <sup>2</sup>	18人	117人	0.44	85.7%
旧栗源町	5,319人	24.3%	29.05k m <sup>2</sup>	14人	72人	0.40	87.3%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化、⑥行政改革> 地方分権の推進と行財政体制の確立を図るとともに、高度化、多様化する住民ニーズに対応するため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整> <最も重視したことの具体的な内容> 合併することにより、住民サービスの低下を招くことがないように配慮した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 調整が困難な事項等については、首長会議や調整会議(首長及び合併協議会委員となっている議員で構成)を実施し、調整を図った。

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
2003.3.3に「佐原市・小見川町・山田町任意合併協議会」を設置したが、2003.8.22に解散した。また、2004.1.26には「小見川町・山田町・栗源町任意合併協議会」を設置したが、2004.3.9に解散した。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
合併関係市町村のうち、栗源町が「成田地域任意合併検討協議会（2002.12.15設置、2003.3.15解散）」に加わっていた経緯がある。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
①郡の構成市町村、③一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑦広域市町村圏の構成市町村、⑩生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2004年3月、佐原市・山田町・栗源町の合併協議に関する会議を開催し、各首長・議長が「佐原市・山田町・栗源町の合併協議を行うことに関する確認書」に記名押印し、任意合併協議会の設置について合意を得た。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2004年3月21日～2004年5月19日）〈1市2町で設置〉																			
構成メンバー	首長、助役各1名（助役不在の場合は収入役）、議員各3名 計15名																		
運営上の工夫	議事は全会一致を原則とした。また、会議は原則公開とし、会議資料及び会議録も公開とすることで住民への周知を図った。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2004年5月20日～2006年3月26日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/>																		
構成メンバー	首長、助役各1名（助役不在の場合は収入役）、議員各3名、住民各3名、都道府県職員（千葉県総務部市町村課長） 計33名																		
運営上の工夫	議事は全会一致を原則とした。また、会議は原則公開とし、会議資料及び会議録も公開として、ホームページの開設及び協議会だよりの発行等と併せて、住民への周知を図った。なお、協議事項は原則として、協議を行う前の会議に事前提案し、質問等ある場合は事前に質問票を提出することとし、協議が円滑に進むようにした。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p>&lt;協議を行ううえでの工夫&gt;</p> <p>任意協議会を設置する際に、①②③④の4項目について、基本方針を定め確認書を取り交わした。</p>																			
<p>&lt;協議開始および決定の時期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年5月</td> <td>04年6月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>04年6月</td> <td>04年11月</td> <td>04年10月</td> <td>04年11月</td> <td>04年7月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年5月	04年5月	04年5月	04年5月	04年6月	合意：	04年6月	04年11月	04年10月	04年11月	04年7月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年5月	04年5月	04年5月	04年5月	04年6月														
合意：	04年6月	04年11月	04年10月	04年11月	04年7月														
<p>&lt;決定に至るまでに最も難航した項目と解決策&gt;</p> <p>小委員会を設置して検討し、調整を図った。</p>																			
④位置																			

<p>&lt;基本項目①「合併の方式」の決定理由&gt;</p>	<p>新設・編入</p>
<p>任意協議会を設置する際に、「合併の方式は新設合併とする。」とした確認書を取り交わした。</p>	
<p>&lt;基本項目②「合併の期日」の決定理由&gt;</p>	<p>2006年3月27日合併</p>
<p>電算システムなど住民生活への影響や新市への準備などを総合的に勘案し、最長の合併準備期間を確保することができ、より万全に近い体制で合併に臨むことができるため。</p>	
<p>&lt;基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由&gt;</p>	<p>公募有・無</p>
<p>決定手続：合併協議会で決定した。  選定理由：公募の際、圧倒的に多かった（約50%を占めた）意見であった。また、合併市町は香取郡市に位置することから、地域になじみ、身近で一体感が持てるなど、地域特性・定着度・知名度・一体感醸成などの観点から新市の名称にふさわしいと考えたため。</p>	
<p>&lt;基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点&gt;</p>	<p>既存施設・新規建設</p>
<p>庁舎の規模や交通事情、公共的機関の多さなどの点から、旧佐原市役所を新市の事務所の位置とした。また、庁舎の方式は、住民サービスの低下を招かないように、当面は総合支所方式とした。</p>	
<p>（新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い）  旧1市3町の庁舎をすべて総合支所として活用した。</p>	
<p>&lt;基本項目⑤「財産の取扱い」&gt;  （新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産）  正負ともになし。</p>	
<p>（8）新市建設計画</p>	
<p>計画の期間：10ヶ年</p>	
<p>理由 財政支援措置の期間を考慮して、合併後おおむね10年間について定めるものとした。</p>	
<p>&lt;策定に当たっての工夫&gt;  小委員会を設置し、協議・検討を行った。また、住民意向調査を実施し、策定にあたっての基礎資料とした。</p>	
<p>&lt;関係市町村間での調整が難航した項目&gt;  新市建設計画における主要事業について、調整が難航した。</p>	
<p>&lt;新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫&gt;  「人と自然と歴史が結び合う北総の元気都市」を目指して、まちづくりの基本理念を、①水と緑と歴史を生かしたまち、②交流と活力あふれるまち、③協働・自立のまち と設定した。また、行財政改革に関連し、人件費の抑制（退職者の3割程度の補充）など、合併による経費削減を図り、歳入についても合併に伴う財政支援等を過大に見積もることのないよう留意した。</p>	
<p>&lt;新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容&gt;  関係市町の基本構想、総合計画等は、各市町のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色ある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、その整合性に留意した。</p>	

単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	29,137	28,630	26,428	26,522
地方税	8,673(29.8)	8,449(29.5)	8,287(31.4)	8,086(30.5)
地方交付税	7,872(27.0)	7,456(26.0)	7,118(26.9)	7,427(28.0)
歳出合計	27,904	28,630	26,428	26,522
人件費	7,497(26.9)	7,249(25.3)	5,870(22.2)	5,225(19.7)
(参考:一般職員数)	(929人)	(-)	(-)	(-)
公債費	2,600(9.3)	2,464(8.6)	2,931(11.1)	3,281(12.4)
普通建設事業費	4,260(15.3)	3,750(13.1)	3,750(14.2)	3,750(14.1)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ。

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
合併関係市町の一部で、都市計画区域を設定していた。今後、関係法令の改正や総合計画等に基づき、決定や変更を行う予定である。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報誌等の配布（全13号。配布方法：新聞折込、行政協力員（自治会）配布などにより各戸配布）</li> <li>・ 住民説明会の開催（延べ29回開催、延べ1,282人参加）</li> <li>・ HPの開設（2004年6月開設、月1回定期更新、アクセス数不明）</li> </ul>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
実施していない。	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併支援補助金 10,000千円 ふさのくに合併支援交付金 140,000千円 ※ふさのくに合併支援交付金は、2006年以降も継続して、支援を受ける予定（合計700,000千円） 人的支援：合併協議会事務局に県職員1名（事務局次長）。	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	
委託費	19,687千円
委託内容	事務事業一元化支援業務 1,575千円、例規策定支援業務 525千円 ホームページ作成・管理業務 916千円、住民意向調査業務 3,127千円 電算システム統合業務 5,145千円、新市建設計画策定業務 8,399千円

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間9ヶ月)) ・ 無
その理由	合併時の激変や混乱を避けるため。

(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2006年9月26日まで特例措置を適用)・無	
その理由	設置選挙を行うと約50日間の農業委員会の未設置期間が生じ、業務が滞ることになるため。合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後6ヶ月間(2006年9月26日まで)引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。	
(3) 三役		
旧佐原市	市長、助役、収入役は退職。	
旧小見川町	町長、助役は退職、収入役は不在。	
旧山田町	町長は退職、助役は退職、収入役は不在。	
旧栗源町	町長は退職、助役は不在、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 普通会計職員数822人を約9年で609人に削減予定。 <新規採用の抑制> 退職者の約30%を補充する予定。	
給与の調整	<給料表の統一> 新しい給料表を作成した。	
役職の調整	部長職、課長職及び班長等の配置について、人口比率、職員比率等を勘案して、調整した。また、職名は、新しく作成した給料表に対応して、新市で統一した。	
(5) 組織・機構の整備方法(総合支所方式に基づき旧市町の庁舎及び施設を有効活用するようにした。)		
本庁及び各総合支所の組織について、既存の組織、配置人員等を考慮して、調整した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
合併前に支所・出張所を設置している市町がなかった。		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> (地域自治区を設置)・無	
その理由	新市において地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを進めるため、地方自治法第202条の4の規定により、地域自治区を設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
特になし。		
(9) 上下水道使用料(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	水道料金は、新市において調整する。	
下水道料金	下水道使用料は、新市において調整する。	
(10) 上下水道以外の使用料等		
調整方針	施設使用料については、施設の内容及び建築年度が異なること、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料は、合併時に統一する。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針: 当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
賦課徴収方法	1市3町とも保険税方式	保険税方式

所得割	旧佐原市	8.70%	住民の急激な負担増加とならないよう、5年以内の統一に向け調整する。
	旧山田町	6.60%	
	旧栗源町	7.60%	
	旧小見川町	7.50%	
資産割	旧佐原市	38.00%	住民の急激な負担増加とならないよう、5年以内の統一に向け調整する。
	旧山田町	30.00%	
	旧栗源町	39.00%	
	旧小見川町	39.00%	
均等割	旧佐原市	20,000円	住民の急激な負担増加とならないよう、5年以内の統一に向け調整する。
	旧山田町	17,000円	
	旧栗源町	19,000円	
	旧小見川町	17,000円	
平等割	旧佐原市	24,000円	住民の急激な負担増加とならないよう、5年以内の統一に向け調整する。
	旧山田町	20,000円	
	旧栗源町	22,000円	
	旧小見川町	20,000円	
(12) 介護保険事業（調整方針：2005年度に1市3町で事業計画を策定する中で高齢者人口及び総給付費等を勘案し、保険料を推計して、2006年度から統一する。）			
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧佐原市	2,442円	2005年度に1市3町で事業計画を策定する中で高齢者人口及び総給付費等を勘案し、保険料を推計して、2006年度から統一する。
	旧山田町	2,400円	
	旧栗源町	2,042円	
	旧小見川町	2,400円	
(13) 電算システムの取扱い（新規システムを構築した）			
整備方法	電算関係のプロジェクトチームを設置し、新規システムを構築した。また、システムの具体的な検討のため、各業務ごとに業務検討会を設置して、協議検討を行った。		
(14) 町・字の名称・区域			
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無		
変更した場合、その内容と理由			

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：11,400百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：2006～2007年度の2ヶ年で策定予定。）
総合計画	策定作業中（具体的に：2006～2007年度の2ヶ年で策定予定。）
(3) 合併による効果	
<①住民の利便性の向上> 住民が、勤務先や買い物先から近くの区事務所（総合支所）に出向くなど、サービス利用可能な窓口が増加し、窓口サービスを受けられるようになった。	

<p>&lt;②サービスの高度化・多様化&gt;</p> <p>旧市町の一部で行っていた事務事業について、新市全域で行うことにより、全体的なサービス水準の向上が図られた。</p>
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;</p> <p>合併により、市町長や助役などの特別職職員、議会議員、一般職職員の人件費等の経費削減を図ることができ、行財政基盤を強化し、安定した行政サービスを提供することができる。</p>
<p>(4) 合併による問題点と解決策</p>
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt;</p> <p>総合支所方式として、旧市町の庁舎をすべて活用することにより、住民サービスの低下を招かないように配慮した。</p>
<p>&lt;②中心部と周辺部の格差が増大する&gt;</p> <p>旧市町の特色ある地域づくりや事業の継続性等を考慮するため、旧市町の基本構想（総合計画等）を踏まえ、その整合性に留意した新市建設計画を策定した。</p>
<p>&lt;③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる&gt;</p> <p>合併前の旧市町の区域ごとに地方自治法の地域自治区を設置し、地域住民の意見を反映させ、住民と行政が一体となった協働のまちづくりが進められるようにした。</p>
<p>(5) 残された課題</p>
<p>合併後に調整する取り扱いとした事務事業の速やかな調整。</p>